



29向監第240-1号
平成29年7月7日

向日市長 安田 守 様

向日市監査委員 谷 明 憲

向日市監査委員 長尾 美矢子

職員の賠償責任に関する監査結果について（報告）

地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、平成29年5月23日付け向日防第2490-1号で市長から求められた職員の賠償責任に関する監査の結果を次のとおり報告する。

職員の賠償責任に関する監査結果

向日市監査委員

第1 請求概要

1 請求人

向日市長 安田 守

2 監査請求の受理

平成29年5月23日

3 監査請求の要旨

本市市民生活部等の関係職員らは、平成26年3月、災害用備蓄物資購入に係る業務において、納品物資が未納にもかかわらず、契約した全量の納品を受け検収が完了したとする内容の検収調書を作成し、受注者に対して契約金額全額を支払った。

平成26年5月に約半量の物資が納入されたが、受注者に対し残りの半量の納品の指示をせず、その後、受注者が自己破産し残りの半量の納品は履行不能となった。

以上のことにより、市に物資の追加調達費用と京都府からの補助金に係る返還金などの新たな支出が生じたため、地方自治法第243条の2第3項の規定に基づき、市長から賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査を求められた。

関係職員

氏名	職名(平成25年度当時)
■■■■	市長
■■■■	副市長
■■■■	市民生活部長
■■■■	市民生活部次長 兼 防災安全課長
■■■■	市民生活部防災安全課課長補佐
■■■■	市民生活部防災安全課係長

第2 監査の実施

1 監査の実施期間

平成29年5月23日から平成29年7月7日まで

2 監査の対象

平成25年度災害用備蓄物資（飲食料品）に係る物品購入のうち未納品に係る予算執行について、該当職員の損害賠償責任の有無並びに賠償金額

3 監査の実施方法

監査請求に基づき損害の事実及び賠償責任の有無を審査し、損害賠償額を決定するため、市に対し資料の提出を求め当該資料を精査するとともに、関係者からの事情聴取を行い、提出された監査対象事項に関する資料を審査し、不当な公金の支出の事実確認と損害賠償額を認定する方法で監査を実施した。

4 事実関係の確認

監査請求の要旨及び提出された資料に基づき、次のように事実を確認した。

向日市は、平成26年3月11日にアルファ化米や保存水など平成25年度の災害用備蓄物資を購入するため、納入業者選定にかかる入札（指名競争入札）を実施した。指名した5者のうち4者が辞退し、1者が応札し落札した。

同月12日に受注者と物品購入契約書を締結したが、その当時、納品予定場所であった南部防災拠点（建設途中）であった。そのため、当該業務に携わっていた関係職員らで検討したが業務の遂行方針が明確にされないまま、本市職員（以下「担当者」という。）は受注者に対し、契約数量の半量を納品するよう指示した。

他方、受注者は担当者に対し、資金繰りの都合上、納品前に代金を支払うことを強く要請していた。そのため、担当者は、同月26日、納品が未了であるにもかかわらず、契約した全量の納品を受け検収が完了したとする内容の検収調書を作成した。

同年4月1日、本市は受注者に対し契約金額全額を支払った。

同年5月20日、受注者は、契約数量の約半量を北部防災拠点及び旧第3保育所に納品した。納品日においては、納品数の確認はされたものの、契約数量との照合は行われず、その後も担当者は受注者に対して残りの約半量の納品をするための指示を行わなかった。

同年12月26日、南部防災拠点が竣工した。そのため、平成27年2月5日、旧第3保育所で保管していた保存水等の物資を南部防災拠点に移動したが、担当者らはその際も南部防災拠点に備蓄すべき数量確認を行わず、その後も在庫数量の適切な確認を行わなかった。

平成28年3月に受注者が廃業し、その後破産手続廃止決定及び免責許可決定がされたため、残り約半量の納品は履行不能となった。

〈契約の締結等〉

入札日 平成26年3月11日 災害用備蓄物資購入の入札、落札
落札額 17,010,000円
契約締結日 平成26年3月12日 落札業者と契約締結
検収日 平成26年3月26日 調達物資の検収
支出日 平成26年4月1日
納品日 平成26年5月20日 調達物資の納品（一部）

第3 監査の結果

1 概要

(1) 事実の判明

平成25年度に購入した災害用備蓄物資について、平成28年の4月に受注者の下請業者からの連絡によって、災害用備蓄物資代金として1,701万円を受注者に支出したが、災害備蓄物資約半量が納品されていないことが発覚したものである。

その後、受注者が自己破産したことから、未納となっている物資の納品は、見込めない状況となった。

(2) 予算の執行及び検収

防災安全課職員のうち、納品責任者である■■■■防災安全課係長と■■■■防災安全課課長補佐が検収調書を作成し、■■■■市民生活部次長兼防災安全課長が決裁済確認をしている。しかしながら、担当職員が、納品もされないまま全額支払っていたこと、その後、約半量しか納品されていないのに、全品納入されたものと思い込み、数量等の確認を行わなかったことが原因である。

なお、納品の際に現地確認を怠ったことも要因とされる。

(3) 交付金

京都府のみらい戦略一括交付金として、防災関連プロジェクトの一事業として、備蓄飲食料品調達を含む防災資機材整備事業費約6,870万円のうち、約1,490万円の交付を府に申請し、全額交付決定されている。

(4) 交付金の返還

京都府への実績報告の中に、災害物資調達を巡って担当者が作成した検収調書が証明

書類に含まれていたとされ、納品実績がないにも関わらず、充当されており、その後、京都府から返還命令が出され、補助金 3,699,000 円と加算金 1,158,500 円と合わせて 4,857,500 円を返還している。

2 損害賠償額について

職員の賠償責任に関する監査請求書類及び、向日市分限懲戒審査会の議事録書類から次のとおり判断した。

本件は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の賠償責任に相応するものであり、市に与えた損害額については、次のとおり定めることとする。

- ・履行不能となった量に相当する災害用備蓄物資調達費用の 2,662,228 円
- ・充当していた京都府補助金 3,699,000 円及び加算金 1,158,500 円を合わせた返還金の 4,857,500 円

以上、合計 7,519,728 円を損害額とする。

3 職員の賠償責任（地方自治法第 243 条の 2）

請求のあった関係職員について、公法上の賠償責任の規程が適用される職員であるか否かを検証する。

この規定が適用される職員の範囲は、地方自治法第 243 条の 2（1 項後段）で次のとおり規定している。

〈1 項後段〉

次の各号に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同上第 2 項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査

■■■■ 市民生活部長、■■■■ 市民生活部次長兼防災安全課長、■■■■ 防災安全課課長補佐、■■■■ 防災安全課係長は、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に定められる職員の重大な過失により向日市に対し京都府の交付金に係る返還金も含めて 7,519,728 円の損害を与えたと認められるので、同条第 3 項の規定により当時の■■■■ 市民生活部長、■■■■ 市民生活部次長

兼防災安全課長、防災安全課課長補佐、防災安全課係長の損害賠償責任の有無及び賠償額の決定について、次のとおりとする。

- ① 市民生活部長は、市民生活部の統括責任者としての立場であり、第1号に規定する「支出負担行為の権限を有する市長を直接補助する職員で本市の契約規則及び会計規則で指定したもの」に該当する。

市民生活部長は、支出負担行為の権限者として、受注者と締結する契約内容が適正であるかどうかを確認する立場にあったが、市が受注者と締結した契約書は、建設途上の場所を納入場所に指定する契約であり、現実的に納入することが不可能な期限が設定された契約であった。このような不適切な内容の契約を締結したことは、重大な過失に基づくものである。

また、市民生活部長は、受注者との契約上、納品未了の時点において、支出伝票に決裁印を押印しており、この点においても重大な過失を認める。

さらに、備蓄物資が納品されたことを正確に把握せず、在庫管理を行わなかった部の責任者として管理監督していなかった責任は極めて重大である。

よって、部の統括責任者として管理責任が重大であることから
賠償責任を負うものとする。

- ② 市民生活部次長兼防災安全課長は、課の責任者として、支出に伴う決定及び支出命令に関して決裁を行う立場にあり、第1号及び第2号に規定する「支出負担行為の権限を有する市長を直接補助する職員で本市の契約規則及び会計規則で指定したもの」及び「第232条の4第1項の命令」に該当する。

市民生活部次長兼防災安全課長は、検収調書が作成された時点において、受注者からの納品が未了であることは認識していたと考えられるが、納品未了の時点において作成された検収調書に決裁印を押印している。

また、市民生活部次長兼防災安全課長は、納品未了の時点において、支出伝票にも決裁印を押印している。

以上の2点については、故意または重大な過失に基づくものである。

よって、課の責任者として管理責任が重大であることから
賠償責任を負うものとする。

- ③ 防災安全課課長補佐は、防災備蓄物資の搬入及び支出に関する支払いについては、監督責任を負う立場にあり、第4号に規定する第234条の2第1項の監督又は検査の「故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠った

ことにより普通地方公共団体に損害を与えた」ことに該当する。

災害用備蓄物資の納品が契約どおり履行されていないにも関わらず、納品されたとする虚偽の検収調書を作成したことや契約数量の確認も怠ったことにより、適切な在庫管理を行わなかったことは、重大な過失に基づくものである。

よって、防災安全課の監督者として責任が重大であることから

賠償責任を負うものとする。

- ④ 防災安全課係長は、防災備蓄物資の搬入及び支出に関する支払いについては、第3号に規定する支出又は支払いの責任を負う立場にあり、「故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより普通地方公共団体に損害を与えた」ことに該当する。

災害用備蓄物資の納品が契約どおり履行されていないにも関わらず、納品されたとする虚偽の検収調書を作成したことや契約数量の確認も怠ったことにより、適切な在庫管理を行わなかったことは、重大な過失に基づくものである。

よって、防災安全課の係長としての責任が重大であることから

賠償責任を負うものとする。

以上のことから、いずれの4人も地方自治法243条の2（職員の賠償責任）第1項及び第2項に違反しているものとして上記のとおり賠償額を決定する。

4 市長及び副市長の賠償責任の有無等について

本請求の関係職員とされている市長及び副市長については、本件の監査を通して判明したことに基づき、監査委員としての意見を付記する。

市長については、当時、地方公共団体の長であり、その職責並びに地方自治法第243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、当該地方公共団体の長は含まれず、「長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定による」と最高裁判決（S61.2.27）において解されており、市長は地方自治法第243条の2第1項後段の規定に該当しないものと解する。

しかしながら、本件においては、管理責任及び道義上の責任が認められる。

よって、民法上の議論ではあるが、賠償責任を市長に求めることが相当であると考ええる。

副市長は、市の事務決裁規定では専決者ではないが、実際は納入不可能な建設途上の南部防災拠点へ納品する契約書であること及び納品の完了後でなければ代金の支払いができないことを認識できたにも関わらず、支出負担行為及び支出伝票ともに

決裁欄に押印しており、管理責任及び道義上の責任が認められる。

よって、[redacted]賠償責任を[redacted]副市長に求めることが相当であると考ええる。

第4 監査結果に関する意見

公金の取扱については、地方自治法や会計規則等に基づき厳格に行う必要があり、市職員が、故意又は重大な過失により市に損害を与えた場合は、賠償責任を負わなければならないという責務が課せられている。

職員の賠償責任に関する監査は、公金の損害回復の簡易迅速化のため、職員がその行為によって市に損害を与えたとする市長の求めに応じて実施する監査であり、客観的な事実に基づく審査、検証結果の資料提供を受け、損害賠償の有無とその賠償額を決定するものである。

本件は、事務処理上必要とされる手続きが、契約規則や会計規則に沿って適切に行われなかったことや、職員間の連携が十分でなかったことなどにより生じたことにある。

現在、市では多種多様な事務事業を実施しているが、各事業に配置できる人員数は限られている。限られた人数で多種の業務を並行して実施する場合、重要なことは、担当者である職員が上司や他の職員に対して、報告・連絡・相談等を業務実施において確実に行うことである。

本件において、担当者が十分に検証することもなく、事務的に進めたことについては、担当者の重大な過失であるが、業務のほとんどを担当者任せにしていたことは、組織の責任としては免れないものである。

今回の件については、法令の遵守義務及び職務上の義務に違反する行為であり、通常の業務管理を適正に実施していれば早期に発見できたことは容易に推察され、管理職及び職員相互におけるチェック体制等の事務処理上にも問題があったものと判断される。

さらに、所属職員への指導、監督及び決裁過程における確認について、相当の注意力をもってなすべき職責を果たせなかったと言える。

また、市民の行政に対する信用を大きく失墜させた点においても、賠償責任を課した今回の措置はやむを得ないものと言える。

今般、市長から職員の賠償責任に関する監査の請求がなされたことの背景には、二度とこのような不祥事を繰り返さぬようにと意図した故の、厳しい判断があったものと推察する。

今後、このようなことが再発することが無いよう、職員間の連携を図ることは勿論の

ことであるが、法令や規則、社会的ルール等に基づいて業務が健全かつ効率的に運営され、再発防止を図るためには、一つの課・部署だけでなく、各課と連携し合えるような内部統制システムの構築を図ることも重要である。

また、職員の意識を変えていくためにも、研修会を実施するなどモラルの大事さを職員一人ひとりに伝えていくことも重要となる。

市においては、再発防止策として、「事故再発防止に向けた検討委員会」を設置し、物品等の納品立会、検査及び物品管理等の確実な実施を確保するため、①納品書によるチェック体制の強化、②他の部局職員による検査の実施、③物品の棚卸の実施、④再発防止策を周知徹底するための職場研修の実施、⑤契約事務等に関する相談体制の充実などの事務改善策を実施されたところである。

市として、再発防止策を講じられたことは一定の評価をするものの、今後、改善策を着実に実施することが極めて重要であり、職員一人ひとりが公務員としての原点に立ち返り、法令遵守の姿勢で業務にあたり、市政の信頼回復に努められることを強く求めるものである。